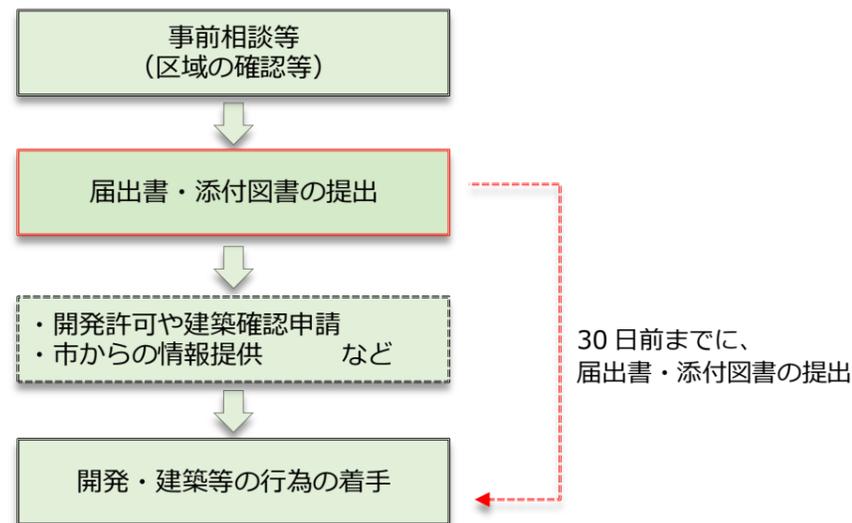


★届出の流れ

開発・建築等の行為に着手する30日前までに、届出書・添付図書の提出が必要です。



★届出の様式・添付書類一覧

行為の種類に応じて必要な届出書・添付図書（各1部）を市役所都市計画課に提出してください。

区域・種類	届出書 様式	添付図書						
		位置図	設計図	配置図	立面図	平面図	その他	
居住誘導区域								
区域外	開発行為	第1号様式	●	●				●
	建築行為等	第2号様式			●	●	●	●
	(変更)	第3号様式	当初の届出行為に準じ、変更に係るもののみ添付					
都市機能誘導区域								
区域外	開発行為	第4号様式	●	●				●
	建築行為等	第5号様式			●	●	●	●
	(変更)	第6号様式	当初の届出行為に準じ、変更に係るもののみ添付					
区域内	休止・廃止	第7号様式						

(添付図書の概要)

位置図：当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）

設計図：開発に係る土地利用計画平面図（縮尺 1/100 以上）

配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）

立面図：建築物の二面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）

平面図：各階平面図（縮尺 1/50 以上）

その他：その他参考となるべき事項を記載した図書



尾張旭市立地適正化計画 届出制度について

【提出・お問合せ先】 尾張旭市 都市整備部 都市計画課

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1

TEL: 0561-76-8156 E-mail: tokei@city.owariasahi.lg.jp



尾張旭市立地適正化計画

届出制度について



尾張旭市立地適正化計画の公表に伴い、都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外で特定の開発・建築等の行為をする場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、都市再生特別措置法に基づき、事前に届出を行う必要があります。

令和4年3月

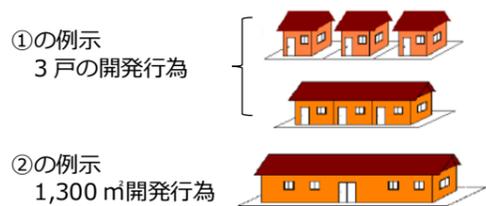
★届出が必要となる行為

居住誘導区域に関するもの

●居住誘導区域「外」で届出の対象となる行為

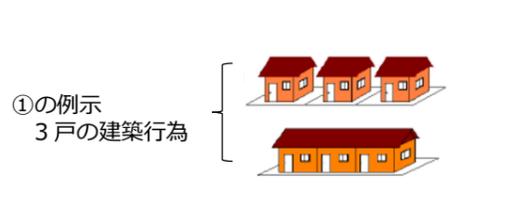
開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



建築行為等

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



都市機能誘導区域に関するもの

●都市機能誘導区域「外」で届出の対象となる行為

開発行為

○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

建築行為等

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

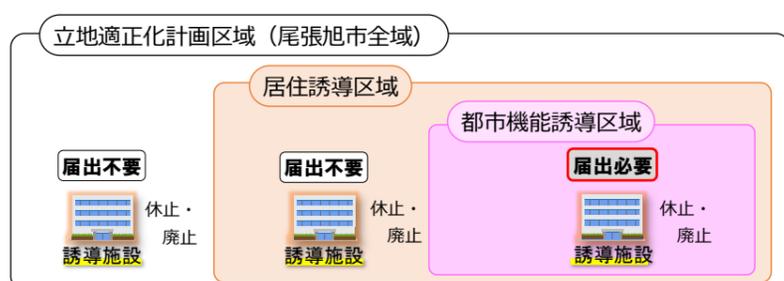
届出要否の例示



●都市機能誘導区域「内」で届出の対象となる行為

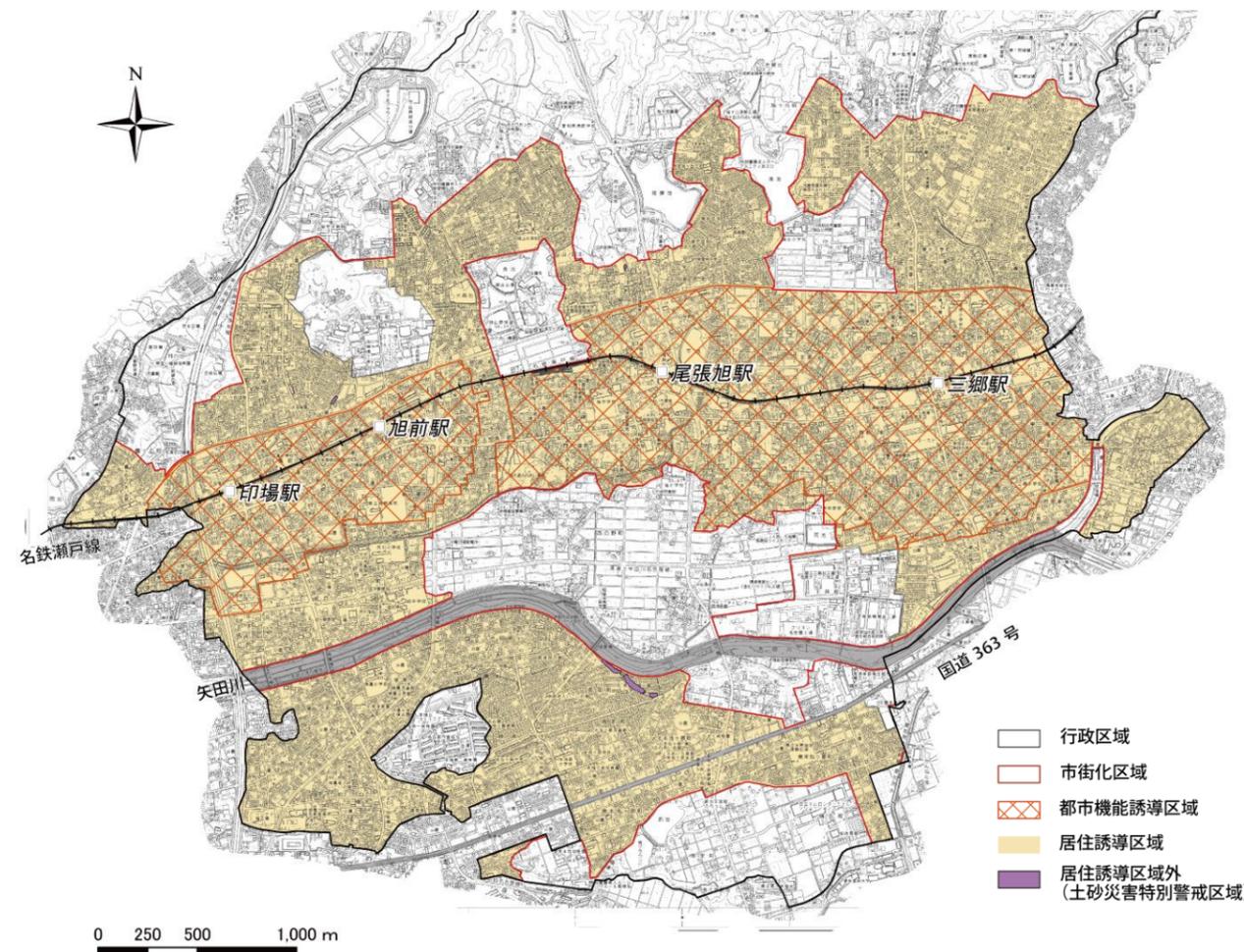
○都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

届出要否の例示



★居住誘導区域・都市機能誘導区域

居住誘導区域・都市機能誘導区域は以下のとおりです。



※区域等の詳細は、都市計画情報マップでご確認ください。
URL ⇒ <https://owariasahi.cloudgis.jp>



★誘導施設

届出が必要となる誘導施設は以下のとおりです。

分類	誘導施設	中心拠点		生活拠点
		尾張旭駅 周辺	三郷駅 周辺	印場駅・ 旭前駅周辺
行政機能	市役所	◎※1	○※1	○
障がい者(児) 福祉機能	障がい者基幹相談支援センター	◎	○	○
子育て支援機能	子育て支援センター	◎	○	○
商業機能	店舗面積 3,000㎡を超える食料品スーパー等※2	○	◎	○
医療機能	一般病床 20床以上の病院	◎	◎	◎
教育・文化機能	図書館、文化会館、総合体育館	◎	○	○
交流拠点機能	交流拠点施設※3	◎	◎	○

※1：◎印は重点的な誘導、○印は誘導

※2：食料品を販売する商業施設（ドラッグストア含む）

※3：多くの市民が集い、様々な活動や交流を促進するための施設